

南知多町農地集積補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町内に存する農地の耕作者の農業生産性向上及び作業効率化を図るため農地の集約化を進めた地権者に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南知多町補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 南知多町内に農地を有する個人又は法人
- (2) 南知多町暴力団排除条例（平成23年南知多町条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない者並びにこれらと密接な関係を有していない者
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内において耕作者への農地の集積及び集約を目的に畦畔を除去する事業とする。

(補助対象農地)

第4条 補助金の交付の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、次の各号のいずれにも該当する農地とする。

- (1) 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）に所在する農地であること。
- (2) 畦畔除去後の1区画の面積が概ね20a以上となるものに限る。ただし、認定農業者等が耕作する土地であって、特別な事情がある農地についてはこの限りではない。

- (3) 畦畔除去後、継続して5年以上の一体利用が見込まれる農地であること。
- (4) 補助対象農地の耕作者が補助対象者本人、補助対象者の配偶者又は世帯員となっている農地でないこと。
- (5) 補助対象者が法人であって、その構成員が耕作者となっている農地でないこと。
- (6) 除去する畦畔に直接接する補助対象農地の土地所有者が同一人物又は片方の土地所有者の配偶者及び世帯員となっている農地でないこと。
- (7) 除去する畦畔に直接接する補助対象農地の耕作者が同一である農地であること。
- (8) 過去に補助金の交付を受けた農地でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除去する畦畔1本につき、その畦畔に直接接する農地の土地所有者1名あたり定額3万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該土地が共有名義の場合は、代表者1名に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請の委任)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象農地の耕作者を代理人として、補助金に係る申請に関する権限を委任することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、南知多町農地集積補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象農地の現況写真及び位置図
- (2) 補助対象事業の内容を確認できる書類
- (3) 畦畔除去に関する地権者及び耕作者の同意書(様式第1別添)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対して、南知多町農地集積補助金交付決定通知書(様式第 2)により通知するものとする。

(補助金の実績報告の委任)

第 9 条 前条の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象農地の耕作者を代理人として、補助金に係る実績報告に関する権限を委任することができる。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該補助対象事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、南知多町農地集積補助金実績報告書(様式第 3)に補助対象事業完了後の補助対象農地の写真を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第 11 条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、南知多町農地集積補助金の額の確定通知書(様式第 4)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、南知多町農地集積補助金請求書(様式第 5)により、町長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、南知多町農地集積補助金交付決定取

消通知書(様式第6)により通知するものとする。この場合において、町長は、南知多町農地集積補助金返還通知書(様式第7)により通知し、既に交付した補助金を返還させなければならない。

(1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(証拠書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

南知多町農地集積補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第1号 別添(第7条関係)

畦畔除去に関する地権者及び耕作者の同意書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

南知多町農地集積補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 10 条関係)

南知多町農地集積補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

南知多町農地集積補助金の額の確定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

南知多町農地集積補助金請求書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 14 条関係)

南知多町農地集積補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 14 条関係)

南知多町農地集積補助金返還通知書

[別紙参照]